

理由書

本理由書は、都市計画法第21条第2項の規定において準用する、同法第17条第1項の規定に基づき、幸手都市計画生産緑地地区の変更についての理由を示したもので

1 幸手都市計画における位置等

幸手都市計画区域は、埼玉県の北東部、東京から50km圏に位置している都市計画区域です。本区域に含まれる土地の区域は、幸手市、杉戸町、宮代町の行政区域の全域です。

生産緑地地区制度は、市街化区域内農地等のうち、公害や災害の防止など良好な生活環境の確保に相当の効果があり、公園、緑地などの公共施設等の敷地に適している500m²以上の土地について、生産緑地法の本旨にのっとり生産緑地地区として指定することにより、農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成に資することを目的としています。

幸手市においては、平成4年12月に生産緑地地区の当初指定を行い、以降は5回の変更を経て、現在12地区、面積約3.59haの生産緑地地区を都市計画決定しています。

2 変更の必要性

生産緑地法第14条の規定により行為の制限が解除され、地区の一部について生産緑地としての指定要件を満たさなくなったことから、都市計画生産緑地の変更をするものです。

3 変更の内容

名称	変更の内容
第12号生産緑地地区	行為制限解除に伴い、地区の一部を削除する。